

四谷姉妹と考える憲法



憲法漫才コンビ四谷姉妹
青龍みわこ弁護士(左) と岸まつえ弁護士(右)

あなたはわたしをどう思う？

多様化する性。当事者は本当に自分らしく生きていますか？
ともだちや家族、同僚、わたし…誰もが自分らしく生きる権利は憲法に保障されています。

憲法で定められている私たちの権利について、憲法業界でブレイク中の「四谷姉妹」による親しみやすい漫才と学習会で一緒に考えてみませんか？

2024年2月6日(火)

14:00-16:00 開場：13：40



千葉市生涯学習センター大ホール

千葉市中央区弁天3-7-7

講師 憲法漫才コンビ
四谷姉妹

お申し込みは
こちらから➡



青龍みわこ弁護士と、岸まつえ弁護士により、2018年に結成。事務所の地にちなんで「四谷姉妹」と命名。憲法のすばらしさを多くの人に知ってもらうために、憲法漫才を活用しながら講演活動をおこなっている。

お問い合わせ
千葉県生活協同組合連合会
043-224-7753